1　十六億千六百万円（一、六一六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、貨物専用鉄道建設計画（フェーズ2）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づく役務の購入に関係して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　コンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要コンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年七月二十六日にニューデリーで

インド駐在

日本国特命全権大使　堂道秀明

閣下

インド財務省

経済局局長　プラボード・サクセナ

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年七月二十六日にニューデリーで

インド財務省

経済局局長　プラボード・サクセナ

インド駐在

日本国特命全権大使　堂道秀明閣下

〇外務省告示第三百七十五号

大韓民国政府は、平成十五年五月十六日にロンドンで作成された「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書」の加入書を平成二十二年五月六日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年八月六日に大韓民国について効力を生じた。

（平成二十二年五月七日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年八月十三日

外務大臣　岡田　克也

〇財務省告示第二百七十五号

アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受について、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項の規定により報復関税を課することが決定されたので、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月十三日

財務大臣　野田　佳彦

一　報復関税に係る措置の対象となる国　アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。以下同じ。）

二　報復関税に係る措置の対象となる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

品名	銘柄、型式及び特徴
玉軸受	輸入統計品目表八四八二・一〇―〇〇〇に分類されるもの
円すいころ軸受	輸入統計品目表八四八二・二〇―〇〇〇に分類されるもの

〇外務省告示第三百七十六号

ブラジル連邦共和国政府は、昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書」の加入書を平成二十二年四月二十七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年七月二十七日にブラジル連邦共和国について効力を生じた。

（平成二十二年四月二十八日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年八月十三日

外務大臣　岡田　克也

〇外務省告示第三百七十七号

平成二十二年八月二日にアビジャンで、コートジボワール共和国における「紛争後復興及び平和構築のための青年職業訓練計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合工業開発機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　紛争後復興及び平和構築のための青年職業訓練計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億二千五百万円

3　署名者

日本側　岡村善文在コートジボワール大使

国際連合工業開発機関側　浦元義照事務次長

平成二十二年八月十三日

外務大臣　岡田　克也